

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第四十一号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「又は夏服スカート」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。